

平成 2 5 年第 1 回安堵町議会定例会会議録

(最終日)

日時 平成 2 5 年 3 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 1 0 名

1 番 森 田 瞳

2 番 浅 野 勉

3 番 植 田 英 和

4 番 中 本 幸 一

5 番 島 田 正 芳

6 番 松 田 和 代

7 番 松 本 正 弘

8 番 山 岡 敏

9 番 田 中 幹 男

1 0 番 福 井 保 夫

2 出席議員 1 0 名

3 欠席議員 なし

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博 書記 吉川 明宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西本 安博 副町長 北田 秀章

教 育 長 楮山 素伸

理事（総務部門） 寺前 高見 理事（民生部門） 一

理事（事業部門） 北門 康幸 会計管理者 喜多 君美代

総合政策課長 堀川 雅央 総務課長 近藤 善敬

税務課長 中野 彰宏 住民課長 堀口 善友

健康福祉課長 磯部 あさみ 人権同和対策課長 大星 義博

産業建設課長 古川 秀彦 上下水道課長 （事業部門理事兼務）

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告について

日程第 2 一般会計予算審査特別委員会委員長報告について

日程第 3 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告について

日程第 4 発議第 1 号：町長の専決処分事項の指定について

日程第 5 発議第 2 号：安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 6 発議第 3 号：安堵町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 7 一般質問

日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

日程第 9 諸般の報告

開 議 午前 10 時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員数、全員 10 名でございます。

定足数に達しておりますので、ただ今より本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手許に配付いたしておりますとおりです。

議長（森田 瞳） 日程第 1：「総務産業建設常任委員会委員長報告について」を議題といたします。

去る、5 日の本会議において、

議案第 4 号：「安堵町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について」

議案第 6 号：「安堵町道路構造の基準等に関する条例の制定について」

議案第 7 号：「安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について」

議案第 8 号：「安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について」

議案第 9 号：「安堵町下水道条例の一部を改正する条例について」

以上、5件を総務産業建設常任委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡副委員長。

（山岡副委員長、登壇）

8番（山岡 敏） はい皆さんおはようございます。

総務産業常任建設委員会の報告をさせていただきます。

8番、山岡敏でございます。

ただ今から、総務産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る5日の本会議で付託のありました議案の審査にあたるため、11日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当理事者等から付託議案について説明を受けたあと、質疑に入り審査を尽くしました結果、議案第4号：安堵町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（平成23年法律第37号。第1次一括法）における公営住宅法の一部改正を受け、安堵町町営住宅管理条例を一部改正したことに伴い、同条例

を準用している安堵町改良住宅設置及び管理条例について、準用条例番号を整備する
所要の改正を行うものであり、採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決すべきもの
と決しました。

次に、議案第 6 号：安堵町道路構造の基準等に関する条例の制定について、第 1 次
一括法において道路法の一部が改正されたことに伴い、町道の構造の技術的基準及び
町道に設置する道路標識の寸法について条例で定めるものであり、採決の結果、賛成
多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 7 号：安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について、第 2 次一
括法において都市公園法の一部が改正されたことに伴い、都市公園の設置及び規模に
関する基準に技術的基準並びに公園施設の設置基準について、条例で定めることとさ
れたもので所要の改正を行うものであり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決す
べきものと決しました。

次に、議案第 8 号：安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準
に関する条例の制定について、第 2 次一括法において高齢者、障害者等の移動等の円
滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、都市公園に係る移動等円滑
化のために必要な特定公園施設の設置の基準について、条例で定めることとされたも
ので、本条例を制定するものであり、採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決すべ
きものと決しました。

次に、議案第 9 号：安堵町下水道条例の一部を改正する条例について、第 2 次一括

法において下水道法の一部が改正されたことに伴い、公共下水道の構造の技術上の基準について、条例で定めることとされたもので所要の改正を行うものであり、採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

皆様方の御承認、御賛同、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより議案第４号：「安堵町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第４号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

議案第４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第６号：「安堵町道路構造の基準等に関する条例の制定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 6 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第 7 号：「安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 7 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

議案第 7 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第 8 号：「安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設

の設置の基準に関する条例の制定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立ください。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) 全員、多数です。

議長(森田 瞳) 着席ください。

議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) これより議案第9号:「安堵町下水道条例の一部を改正する条例について」

採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。

議長(森田 瞳) 着席ください。

議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第2 「平成25年度一般会計予算審査特別委員会委員長報告について」議題といたします。

去る、5日の本会議において、議案第13号：「平成25年度安堵町一般会計予算について」を一般会計予算審査特別委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井委員長。

（福井委員長、登壇）

10番（福井保夫） おはようございます。

10番、福井でございます。

平成25年度安堵町一般会計予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

去る、3月5日に開催されました平成25年第1回安堵町定例会において付託されました、議案第13号：安堵町一般会計予算について、3月6日に委員会を開催いたしました。

一般会計予算総額は29億9,700万円で、前年度比5.53%の増となっております。

議案の審査につきましては、歳入においては主な増減の説明を受け、歳出については

新規事業などの説明を受けました。

歳入では、自主財源であります町税収入については、経済対策による回復の期待により 7 億 4,092 万円、前年度比 1,154 万 1 千円、1.58% の若干増となっておりますが、町民税においては、従前からの景気低迷により、前年度比 マイナス 169 万円、0.48% 減収となる見込みです。

それ以外の税目 固定資産税をはじめ、町たばこ税、軽自動車税が増収となる見込みであります。

地方交付税では、国の公務員給与の削減による地方への影響によるもので、前年度より 900 万円の減。特定財源の県支出金において緊急雇用創出事業補助金では 2,100 万円程度の増。国庫補助金においては、子ども手当の制度改正により 3,300 万円程度的大幅な減少となっております。

自主財源であります町税確保に努められるようお願いいたします。

次に歳出であります。経常経費については極力抑制に努めながらも、住民サービスの低下にならないよう、施策について優先順位を考慮し、活力のあるまちづくりを目指し、創意工夫のもとに財源を確保するために、平成 23 年度の黒字財源の中から繰越金の充当が図られており、財源不足の中で工夫された予算編成が伺えました。

主な事業として、弁護士による住民法律相談、住民の安心・安全のまちづくりの一端としてコミュニティ無線の整備調査、生産人口の増加を図る転入世帯への家賃補助事業、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための青年就農給付金、安堵町の PR 参

加として町イチ！村イチ！事業、かねてより懸案事項でありました安堵中学校給食施設の建築と整備等が新規事業として計上されておりました。

限られた予算であるため、効果的な運営を行い、無駄を省き、いかに節約するかを考えながら、今年度の予算執行に努めていただきたいと思います。

採決の結果、原案どおり可決するものと決定いたしました。

ここに、委員会の結果を報告するとともに、皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。

議長(森田 瞳) 着席ください。

議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第3:「特別会計等予算審査特別委員会委員長報告について」議題といたします。

去る、5日の本会議において、議案第14号:「平成25年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」から議案第19号:「平成25年度安堵町水道事業会計予算について」までの6議案、委員長の報告を求めます。

9番(田中幹男) はい、議長。

議長(森田 瞳) 田中委員長。

(田中委員長、登壇)

9番(田中幹男) おはようございます。

9 番、田中幹男でございます。

それでは特別会計等予算審査特別委員会委員長報告を行いたいと思います。

去る、3 月 5 日の本会議で特別会計予算審査特別委員会に付託されました特別会計 6 議案について、3 月 7 日に審議が行われましたので、委員長報告を申し上げます。

最初に、議案第 14 号：平成 25 年度安堵町国民健康保険特別会計予算についてありますが、歳入歳出とも 9 億 1,100 万円で、前年対比 3,700 万円の増となっております。一般被保険者国民健康保険税が加入者の増により 1,057 万増の見込みとなっております。しかしながら、今後とも療養費の増大が予想されることから、厳しい運営が続きます。審議の後、委員全員の賛成で当委員会として原案どおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第 15 号：平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてありますが、歳入歳出とも 252 万 5 千円であり、前年比 マイナス 64 万 7 千円となっております。審議の後、委員全員の賛成で可決がされております。

議案第 16 号：平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計予算についてありますが、歳入歳出予算は、それぞれ 2 億 6,130 万円であり、前年比 3,660 万円の減となっております。24 年度は小泉苑地区の整備が終了し、本管整備は、残すところ富雄川西側の笠目地区のみとなっております。しかしながら、水洗化率は町営の公営住宅や改良住宅等で進んでおらず、一層の努力が求められています。審議のあと、全員の賛成で可決されております。

次に、議案第 17 号：平成 25 年度介護保険特別会計（保険事業勘定）予算についてであります。歳入歳出それぞれ 5 億 7,080 万円で、前年比 1,480 万円の増となっております。審議の後、全員の賛成で可決されました。

議案第 18 号：平成 25 年度後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出それぞれ 7,640 万円であり、前年比 マイナス 900 万円となっております。

審議の後、全員の賛成で可決がされました。

最後に、議案第 19 号：平成 25 年度安堵町水道事業会計予算についてありますが、水道事業収益は 1 億 6,970 万円であり、水道事業費用は 1 億 6,610 万円であります。また、資本的収入、支出の予定額は、資本的収入 600 万円で、資本的支出は 8,610 万円となっております。差額の 8,010 万円は、過年度分損益勘定留保資金 7,690 万 7 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 319 万 3 千円で補填するものとなっております。審議の後、全員の賛成で可決がされております。

以上、特別会計 6 議案について全員の賛成で可決されたことを報告いたします。

以上終了いたします。ありがとうございました。よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） これより議案第 14 号：「平成 25 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 14 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第15号：「平成25年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立ください。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第16号：「平成25年度安堵町下水道事業特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第17号：「平成25年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第 18 号：「平成 25 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 18 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立ください。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第 19 号：「平成 25 年度安堵町水道事業会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 19 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立ください。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 発議第1号：「町長の専決処分事項の指定について」議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 6番、松田議員。

（松田議員 登壇）

6番（松田和代） おはようございます。

6番、松田でございます。

町長の専決処分の指定について提案理由を御説明いたします。

この案件につきましては、過半、町長の方から依頼があったものですが、議会の委任による専決処分は、地方自治法第180条で議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、長においてこれを専決処分することができると規定され、行われるものであります。この軽易な事項として専決処分できる事項を指定して議決する場合は、長には提案権がないことから、事件を指定して議会に議決を依頼することができるとなっております。このことにより、町長より依頼された5つの

事項について専決処分された場合、町長はこれらのことを議会に報告することとなります。この軽易な事項については、議会運営がスムーズに行われること、また、緊急を要する事項をスピーディに行政を進めることができるということから、専決できる事項の指定を議会が行うものであります。

それでは発議第 1 号を朗読します。

発議第 1 号：町長の専決処分事項の指定について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 12 条第 1 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 18 日提出

提出者 安堵町議会議員

松 田 和 代

賛成者 安堵町議会議員

植 田 英 和

町長の専決処分事項の指定について

安堵町議会の権限に属する事項中、次の事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 180 条第 1 項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

- 1 安堵町住宅新築資金等貸付金の契約書に違反している債務者及び保証人にかかる訴えの提起、和解及び調停に関すること。

- 2 自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が100万円(町が加入する損害賠償保険等による保険金により解決される場合にあっては、保険金額の最高限度額)以下のものの和解に関すること。
- 3 自治法第96条第1項第13号の規定による法律上、町の義務に属する損害賠償で1件100万円(町が加入する損害賠償保険等による保険金により解決される場合にあっては、保険金額の最高限度額)以下の損害賠償の額を定めること。
- 4 町営住宅及び改良住宅(以下「公営住宅等」という。)の管理上必要な、家賃その他町営住宅等賃貸借契約から生じる入居者の債務履行の請求又は、町営住宅等の明渡しの請求にかかる訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 5 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の100分の5以下の変更契約の締結を行うこと。ただし、その額は、500万円を限度とする。
- この趣旨に御理解をいただき、御賛同いただきますようお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

議長(森田 瞳) 質疑ございませんか。

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

議長(森田 瞳) これより討論を行います。

ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 5 発議第 2 号：「安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4 番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） 4 番、中本議員。

（中本議員 登壇）

4 番（中本幸一） 発議第 2 号：安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第12条第1項の規定により提出します。

平成25年3月18日提出

提出者 安堵町議会議員

中 本 幸 一

賛成者 安堵町議会議員

島 田 正 芳

それでは提案理由を説明いたします。

安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案説明をいたします。

去る、平成24年9月5日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布されました。

今般、地方自治法の一部改正により、各委員会に関する規定が簡素化され、委員会の選任方法、在任期間等について法律で定められていた事項が条例委任されました。

このことにより、今回、必要な事項について、安堵町議会委員会条例の所要の改正を行うものであります。

以上、本案件につきまして、議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 発議第3号：「安堵町議会会議規則の一部を改正する規則について」議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 2番、浅野議員。

(浅野議員 登壇)

2 番 (浅野 勉) 議席番号 2 番、浅野勉でございます。

発議第 3 号：安堵町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 12 条第 1 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 18 日提出

提出者 安堵町議会議員

浅 野 勉

賛成者 安堵町議会議員

田 中 幹 男

それでは提案説明をいたします。

安堵町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案説明をいたします。

去る、平成 24 年 9 月 5 日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布されました。

今般の地方自治法の改正により、本会議におきましても各委員会と同様に、公聴会の開催及び参考人の招致ができるようになりました。今回その手続き等を定めるとともに、条項ずれに伴う条文整備のため、安堵町議会会議規則の改正を行うものです。

以上、本案件につきまして、議員の皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立ください。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。

議長（森田 瞳） 着席ください。

発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7：「一般質問」を行います。
一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井 保夫 議員、

2番 浅野 勉 議員、

8番 山岡 敏 議員、

4 番 中本 幸一 議員、
9 番 田中 幹男 議員、
5 番 島田 正芳 議員です。

順序につきましては、受付順に行います。
なお、質問時間は回答時間を含め 40 分といたします。

議長（森田 瞳） 10 番、福井議員の一般質問を許します。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

（福井議員 登壇）

10 番（福井保夫） 10 番、福井保夫でございます。

まず、質問事項 1 としまして、「避難所への太陽光発電設置について」
昨年の 3 月に中央公園体育館に太陽光発電設置について一般質問しました。

避難所については、災害時に停電ということも考慮し必要と思われます。まず避難所でもある体育館に設置してはどうでしょうか。

現在、1 か月の電気料金約 35 万円ですが、設置した場合、発電量等試算してみてもどうですか。また、現在の補助金はいくら、また、他の市町村の避難所への設置状況はどうかお伺いします。

2 番目に「小学校通学路ゾーン 30 について」

現在、東安堵南に緑のカラー舗装していますが、町内に設置候補地は何箇所ありますか。また、それは誰が決めたのですかお伺いします。

3 番、「給食アレルギーについて」

昨年 12 月東京の小学校で、乳製品にアレルギーがある 5 年生女兒が、給食で誤って出された粉チーズ入りちぢみを食べて亡くなりました。確認された死亡ケースは稀ですが、給食後にアレルギー症状が出て体調を崩す事故については増加傾向を示す統計があります。安堵小学校、保育園ではアレルギーの生徒が何人いますか。発作が起きたときのアドレナリン注射等の対応は万全ですかお伺いします。

4、「マダニによる感染症について」

マダニによる感染症で死亡者が出ています。春から、媒介するマダニの動きが活発になる前に注意事項、マダニの実態等の周知はされますかお伺いします。

5、「安堵小・中学校で体罰はあるか」

県内公立小中高校に体罰実態調査を実施し、3 月 25 日までに県教育委員会に報告するようですが、もう調査は終わりましたか。調査が終わってれば体罰はありました

かお伺いします。

以上の 5 点であります。どうかよろしくお願いします。

議長（森田 瞳） 「避難所への太陽光発電設置について」答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます。

それでは福井議員の避難所への太陽光発電の設置についてお答えいたします。

太陽光発電は、原子力発電所の大半を停止してる中、その代替えエネルギーとして自然環境に優しい新エネルギーとして高く評価されてることは認識しております。

昨年 3 月議会におきましても、安堵中央公園体育館の太陽光発電システム導入について質問をお受けいたしました。

現施設では、ソーラーパネル重量を想定した設計がなされておらず、設置となれば大規模な補強改修が必要となり、また、年間 16 万キロワットアワーという電気使用量を太陽光発電で補うとなれば、投資経費の償却に約 100 年程度要することになる。

自然エネルギー、地球環境問題を踏まえ、行政としても重要な課題と考えている。

今後、補助事業等の財源等を見合わせながら、新設等大規模な建物には設計段階から積極に取り入れていきたいとお答えしたところでございます。

さて、安堵中央公園体育館は、安堵町防災計画の中で災害等が発生した場合の収容避難所として位置付けております。災害時における避難場所での電力確保は不可欠であると認識しているところでございます。

御質問の電気量の試算等についてでございますが、再度、太陽光発電の導入経費について試算を行いました。技術革新もありますが、発電パネル 48 台設置で発電量 15 キロワットアワーの設置経費でメーカーにより差異はございますが、設置経費として 1,800 万円から 2 千万円となります。ちなみに、発電量は 15 キロワットアワーで 8 時間継続し最大限の発電をしたと仮定すると、1 日あたり 120 キロワットアワー、月 3,600 キロワットアワーとなり、月平均 12,000 キロワットアワーの体育館使用量の 3 分の 1 となります。これは机上における最大計算であり、日照時間あるいは天候の状況等により実際は大きく減少することになります。また、体育館では夜間の使用が主流となることから、避難所とした体育館の電力を賄うには余剰電力を常に蓄電池に蓄電しておく必要があるため、太陽光発電により生じた電気を日常使用の一部を賄いながら蓄電することは無理があると言えます。

補助金ですが、家庭用太陽光発電装置については、国、県、一部の市町村に補助金

がありますが、一部の省庁で新設や大規模施設の改修のみとなっております。

また、他町の状況については、災害時に太陽光発電して避難場所の施設の全体の電力を賄うところはありません。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 斑鳩町の町指定避難場所 20 箇所というのはどういう内容のものでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 今御質問の斑鳩町に設置してるという御意見ございました。

確かに、斑鳩町の避難場所でございます。

ちなみに斑鳩町では、町指定避難場所 20 箇所の出入口に太陽電池式の LED 照明、玄関を照らす LED 照明を 2010 年に設置されております。これはあくまで、館の玄関前出入口の夜間照明器具であるため、昼間や夜間における館内の日常電力を補うものではございません。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） あのう補助金、先ほど言われましたけど、防災の関する方からの補助金とかいうのはないんでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 防災の方で太陽光発電の部分についてはございません。

ただ、大きい施設を新設する場合、あるいは改修する場合に、教育文科省関係とかの部分についてはございます。以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 今度給食センターを新設されますが、そこには設置される予定等はどうでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 先ほど、新しく建築する部分等については考慮するというように申し上げました。今回の給食施設につきましても、現在、補助金等確認しながら前向きに検討していただいているというふうに伺っております。以上でございます。

議長（森田 瞳） 教育長はその辺、何らか御意見、補足ございますか。
よろしいですか。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 今後、やはりいろんな補助金を上手く利用していただき、また、一経営者という立場で色々と検討して行ってほしいと思います。

総務課長（近藤善敬） はい。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 今後のことですが、先ほど福井議員の方から、避難所での確保のことっておられました。避難所における電力の確保については、先日、奈良県議会の一般質問の中で、今年度中を目途に、奈良県の風土に適した新たなエネルギー施策の方向性を示す「県エネルギービジョン」を策定して、新年度から太陽光発電の他、小水力、木質バイオマス、風力、地熱、LPガスなどへの研究に着手すると。再生可能エネルギーの利用促進を大きな柱として、LPガス発電について、災害時利用を念頭に県立十津川高校をモデル校に有効性を探るとされております。緊急時のエネルギー対策として、LPガス発電が有効な手段の一つであると、生活に最低必要な電源を確保するために県内避難所における非常用発電の整備を目指し、市町村を支援していきたいと答弁されていることでございます。

町といたしましても、国、県の財政支援を受けながら、具体化について今後検討していきたいと考えてるところでございます。

10番（福井保夫） わかりました。

はい、よろしいです。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

10番（福井保夫） はい。

議長（森田 瞳） 次に「小学校通学路ゾーン30について」答弁を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） おはようございます。

福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、東安堵南に施工しました緑の外側線は、ゾーン30に関わるものではありません。

昨年8月28日に実施しました安堵町通学路における緊急合同点検において、駐在所より大道幼稚園までの通学路上の白色の外側線が消えかけていたことにより、路肩を通行する児童が危険ではないかとの指摘があり、今年度施工したものでございます。以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） あのう東安堵のところのはゾーン30でないというのはよくわかりました。

現在、昨年課長から、かしの木台のところは丁度ゾーン30の候補地ということをちょっとお聞きしましたが、他に何箇所かあるんでしょうか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） ゾーン 30 は、歩行者の通行を最優先として通行車両から歩行者を守る施策で、ゾーン設定した地域内全体を時速 30 キロ以下に規制し走行させる地域の設定であります。実際に決定に至るまでには、地域住民、自治体、道路管理者、警察等で構成される協議会を立ち上げ、地域住民の方々の意見を尊重した方法により決定していくものでございます。

現在、町内では、かしの木台団地の一部が候補地に挙がっております。候補地の選定につきましては、町が最終的に判断したことになりますが、地元関係者の方々にも事前に声をかけて行ったところでございます。以上です。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10 番（福井保夫） 私もちっと、ゾーン 30 については通学時だけ 30 キロというようにちっと理解していたので、かしの木台の候補地に関しましては、それをもし入れた場合は今後の通行に、かなり車のあれに影響すると思います。まあ、今後、こういう決定するときに、特に安堵町におきましても、安協また防災協議会、ましてや防災協議会の方々は朝いつも車で実際に回られてます。やはりそういうところにもちっと検討というか、話を入れてしていった方が良いんじゃないかと思います。実際、防災協議会の方は、実際にほんま車で毎日回っておられます。やはり一番、コース、いろんな面でわかってられると思うんで、その辺はやっぱ協議していただき、今後検討して欲しいと思います。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 今後、追加の候補地の設定を行う場合におきましては、関係機関の方々とも十分協議し、慎重に対応させていただきたいと思っております。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10 番（福井保夫） 特に防災の組織であります、先般の西和地区自主防災の集いというものがありまして、安堵町の組織力と言いますか、町も力をいれておられます。やは

り他町より細かい部分で数も小さい町の割には各大字で設置されております。そういう部分を見たときに、これはやはりかなり評価されて良いのではないかとちょっと思いました。この件についてはこれで終わります。

議長（森田 瞳） 次に「給食アレルギーについて」答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） おはようございます。教育委員会の楮山でございます。

どうぞよろしくお願いします。

それでは福井議員ので質問にお答えさせていただきます。

まず、2点にわたっての御質問でございますが、最初に給食のアレルギーについてでございますが、現在、安堵小学校の給食において食品アレルギーの対応している児童は1年生が2名、2年生が1名、3年生が2名、4年生が1名、5年生が2名、6年生1名の計9名であります。対象の食品も牛乳、玉子、果物類、ナッツ類、エビ類、カニ類と多岐にわたっております。また保育園では、1歳児が1名、2歳児が2名、3歳児が1名の計4名で玉子、小麦、牛乳が対象食品となっております。アレルギー対策の必要な児童を把握するために、小学校では就学前健康診断や新1年生保護者説明会の折に、また保育園では入園児に保護者により、医療関係の診断書などを添えて申

請してもらっています。特に重度の場合は個人面談により更に詳しい聴き取りを行い、方針を決めているところでございます。基本的には、除去食による対応となります。別に容器を用意したり、色の違うトレイを使ったりして、誤って配膳されることのないように努めているところであります。現在のところアレルギー反応による重篤な症状であるアナフィラキシーショックを起こす危険性があるとしてエピペンと呼ばれる自己注射薬を個人的に処方されている児童や、抗ヒスタミン薬やステロイド薬などの内服薬を処方されている幼児、児童はおりません。しかし、今後もアレルギーを起こしやすい食材が提供される日には、全職員が食事中や食後の子供の健康状態に特に注意を払うようにするなど万全を期してまいりたいと思います。

このように給食における食物アレルギー対策は、命に関わる問題であり、慎重に取り組まなければならない最重点課題であると認識しております。したがって、現在取り組んでおります中学校給食の実施に向けては、このアレルギー対策についても施設設計の段階から十分に時間をかけて、慎重に審議を重ねながら進めていかなければならないと考えております。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 先般も川崎市で先月ですか、キウイフルーツが原因で35校の児童計61人にアレルギー症状が現れた可能性があるということで、3月から冷凍ミカンに切り替えたというようなこともあります。厚生労働省がキウイをアレルギー物質に指定し、使用した加工品への原料表示を奨励しているというような記事もあります。思いがけないものがあつたりするというケースがあります。

今後、先ほども言われましたが、中学校給食も始まりますし、十分注意をして食育を進めて行っていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（森田 瞳） 次に「マダニによる感染症について」答弁を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部 健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） おはようございます。健康福祉課磯部でございます。

よろしくお願いいたします。

ただ今の福井議員の質問にお答えいたします。

マダニによる感染症というのは、SFTS ウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染いたします。症状は発熱、食欲低下、消化器症状、出血症状等であり、潜伏期間は 6 日から 2 週間ほどで、治療としては、特異的な治療方法はなく、また有効なワクチンもないとされております。

家庭内で生息するダニとは種類が異なり、比較的大型のダニで、主に森林や草地などの屋外に生息しております。

予防方法といたしまして、野外でマダニに咬まれないようにすることで、草むらや藪などマダニが多く生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に覆う

靴を着用し、肌の露出を少なくすることが大切で、虫除け剤の使用も有効とされております。マダニの多くは人や動物に取り付くと皮膚にしっかり突き刺し長時間吸血しますので、無理に引き抜こうとしないで、医療機関を受診することが大切です。

SFTS ウイルス自体は以前から国内に存在していたと考えられておりまして、全国に分布し、全国どこにおいても発生しえる感染症と考えられております。2月26日現在、本疾患の症例が県外で5例確認されており、感染症法に基づく4類感染症に3月4日付けで追加されました。

同日、町におきまして、感染経路・症状・感染予防方法等をホームページの最新状況に掲載し、保育園、大道幼稚園、小中学校にも周知し、4月広報にも掲載いたします。また、急に暖かくなってまいりましたので活動が盛んになり、より注意が必要となりますので、今後も状況を見極め、広報等に周知し、感染予防注意を次回の区長会にも依頼させていただくなどで周知してまいります。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） よくわかりました。

特に私思いますのに、農作業されておられる高齢者の方が結構、意外と知識いうのがないんちがうかなという気がします。先ほど言われた、咬まれたらそのまま医療機関へ行くということが一番大事なような気がします。また、来週の区長会でということですので、また回覧の方もきちっとさせていただきます。以上です。

議長（森田 瞳） 続いて「安堵小・中学校で体罰はあるのか」について答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） 福井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

安堵小・中学校で体罰があるかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、奈良県公立学校の児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図る目的で、県指定の様式と手順により、児童生徒に対しては質問用紙をとおして、また、保護者に対しては各学校の相談窓口を設けて 2 月下旬に調査が実施されました。結果については、3 月 19 日までに町教育委員会に報告され、結果を取りまとめたうえで、25 日までに CD を媒体として手渡しで県に報告することとなりました。

現在、集計中であるために、結果についてはここで御報告することはできませんが、体罰が有ると答えられた事例については、管理職から聞き取り調査を実施したうえで、体罰、行き過ぎた指導、厳しい指導、通常の指導の 4 段階に分類して報告がされます。

体罰については、県教育委員会による懲戒処分の対象となり、行き過ぎた指導については、校長の指導又は教育委員会による訓告等の処分の対象となります。

今回の調査に限らず、体罰は、学校教育法により禁じられている行為であることを教職員には周知徹底し、改めて児童生徒への指導のあり方を点検し、体罰やそれと疑

われる行為を根絶するとともに、児童生徒の人権を侵害することのないように指導し

てまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） もしあれでしたら、調査の報告終わりましたら、今後、文教厚生常任委員会でも報告ということでよろしいでしょうか。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 手渡しで教育委員会の方に報告をするというふうになっております。

で、その後、県は然るべき方法で講評されるんじゃないかと伺っております。

その後でありましたら、また内容についてお答えできることがあるかなというよう

に考えております。以上でございます。

議長（森田 瞳） ただ今の件、また田中委員長の方に協議していただきながら、また文教厚生常任委員会で議論をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 桜宮高校の体罰とか、豊川工業陸上部の体罰、何かちょっと異常な状況やと思います。何か、先生が生徒へ体罰というよりはいじめというようにちょっととれるような気がします。

私がプロ野球の世界にいまして、体罰か愛の鞭かはちょっと、どちらでとられるか

はあれですけど、ちょっと二つほど例を紹介させていただきたいと思います。

まず、日曜日のサンデーモーニングで、いつも「喝・あっぱれ」の張本さん。あの人が先般言っていましたが、新人の時に 2 アウト 2 塁でセンター前ヒット、で、バックホームするものと思いゆっくり走っていたら、センターゴロで点も入らない。ベンチに帰ったら水原監督に平手打ちを一発くらったと。ま、それからはやっぱり打ったら全力疾走するというふうになったとお聞きしました。もう一つは、私が入団した時の監督が西本幸雄監督です。当時、監督が 2 年目で近鉄がまだ弱かった時です。その自主トレという形で合同自主トレがありまして、2 番手グループだった七、八人のメンバーがちんたらちんたら走ってました。私らは新人ですんで、一生懸命一番前のグループで走ってました。そしたら監督が七、八人を平手打ちでバンバンバンと殴っていききました。まあ、チームを強くするということではやはり実際、自分が阪急の黄金時代を築いて近鉄へ来たと。近鉄での練習量でのまず少なさ、その内容、そういうものを早く選手に分からそうという気だったと思います。とにかく、キャンプで今、WBC でコーチしてます梨田コーチがよく言ってましたが、ピッチャーは昼頃に終わって、もう酒飲んで、僕らが帰る頃は麻雀してますというような状況で強いチームに勝てるわけがない。まあ、そういうようなところを改革していくという形で、監督はまず、その自主トレでありました。その 50 年の秋ですけど、西宮球場で当時、日本で一番速いと言われてた山口高志選手。私はパナソニック時代は一緒にやってたんですけど、とにかく三振してもいいから、高めの球に手を出すなという指示がベンチでありました。それを、私のいっこ下の羽田選手が高めの球にふわあと手を出して、ボール球で三振と。監督はすぐベンチに帰ってきた羽田君に一発いききました。これが新聞等にも出ましたが、そこからやはりチームの意気が上がり、後期優勝と。で、徐々にやはりチームは良くなっていききました。そやからまあ、体罰ととるか愛の鞭ととるか、まあ時代がちょっと違いますけど、やはり、良い選手が途中でそういうことで、自分がしたいと思うことを、スポーツだけではないと思います。そういう途中でやめるというようなことのないよう、やはり、小学校、中学校で、特に教育長におかれましては大変ですが、先生の指導、また、監視をしっかりとお願いしたいと思います。

まあ、WBC で、今準決勝で戦っていると思いますが、日本人のよさ、団結力をもって頑張ってほしいなと思います。

最後に、女子野球で昨年行きました宮原臣佳さん。土曜日ちょっと家に来て、今年は 7 月の 6、7 と橿原の球場で試合があるのでまたよろしくお願いしますということでしましたので、また議長。体協であります会長の議長、また、町長、副町長、皆さんに、教育長、よろしくお願いしますと思います。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（森田 瞳） ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 今、福井議員からの質問事項、途中で、一部若干議事録として必要性の

ことに関して、議長の判断でもって、削除するべきところは削除させていただきたい。
かように存じます、よろしございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） その、プロ野球の経験としての部分、議長の中で判断させていただき
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 以上で福井議員の質問を終わります。

議長（森田 瞳） ただ今 11 時 10 分です。

暫時休憩に入ります。11 時 20 分から再開いたします。

暫時休憩

午前 11 時 10 分

午前 11 時 20 分

議長（森田 瞳） 再開いたします。

議長（森田 瞳） 続いて 2 番、浅野議員の一般質問を許します。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

(浅野議員 登壇)

2 番 (浅野 勉) 議席番号 2 番、浅野でございます。

「地域公共交通タクシーの運用対象施設の拡大について」質問をいたします。

平成 24 年 10 月 23 日から地域公共交通タクシー助成事業が始まり、丸 4 か月以上が過ぎております。

町内北部地域の交通弱者の方々にとりまして、当事業は、町内外の移動手段といたしまして効果を上げているものと思われま。

さて、地方自治法第 244 条に、公の施設について住民の福祉を増進する目的をもって、住民に利用を供するために、地方公共団体が設ける施設との記述があります。

公の施設の例といたしまして、会館、集会所、センター、学校、図書館、公園等が挙げられております。

安堵町におきまして、現在、公共タクシーの利用施設は、役場、カルチャーセンター、保健センター、中央公民館、総合センターひびきの 5 箇所となっておりますが、カルチャーセンターと保健センターは隣接しておりますので、実質 4 箇所であるかなと思ひます。

現在、小回りのきくタクシーの利便性と、ドアからドアへの移動が可能な住民ニーズの考慮、考察いたしますと、今後更なる運行が可能になるものと思ひます。

特に、歴史資料館は数多くの事業が年間に開催され、参加者も増加しております。

また、町内の各学校行事である入学式、入園式、運動会、体育大会、卒業式等への参加を願う保護者・家族も多数おられることと思われます。

今後は、対象公共施設の拡大に向けて、運用面での御配慮をお願いいたしたく質問をいたします。以上。

議長（森田 瞳） 「地域公共交通タクシーの運行対象施設の拡大について」の答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは、ただ今の浅野議員の御質問にお答えいたします。

現在、当町におきましては、昨年４月より地域公共交通事業としてコミュニティバスを運行いたしました。しかし、コミュニティバスが道幅が狭いなどの理由で運行できない一部の地域につきましては、それをカバーするため、タクシーを利用した地域公共タクシー助成事業を昨年１０月から実施しているところであり、利用者の方々には好評を得てるところです。

町広報誌や町ホームページなどによる周知を図っているところではありますが、ま

だまだ申請者数が少ないというのが現状であります。

まずは指定区域の皆様方に利用券の申請をしていただきたいと考えているのが現状でございます。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2 番（浅野 勉） ありがとうございます。

今、一部ということでお答えになりましたけども、町全体の世帯で考えますと 40% が北部地域にあります。その地域全体を考えますと、まだ 40 名たらずのチケットの申し込みがあったということで、随分少ないような感じは私としてもしております。ですので、なぜそういうふうに申請者が少ないかという原因の中で、対象地域が先ほども申しましたように、5 箇所に限られております。それがあるから、もう自分の行動範囲の中でそういう対象地域を限られたら、申請しなくてもいいじゃないかというふうに諦めておられる北部の交通弱者の方もおられるのではないかなと考えております。で、その反対に、あと残りの 60%の方はコミュニティバスを使って行動、移動ができるということで、コミュニティバスの方は随分多額の補助金をいただきながら運用されています。それに対しまして、この北部地域、今回、補助金も随分減らされました。その現状を見るときに、やはり、その 40%の世帯におられる方の今後の住民サービスを考える時に、これはもう少し検討をいただけるのが、この行政のサービスの

方向性ではないかなと私自身考えております。

そして、今後また質問はしていきたいんですけども、コミュニティバスの方は1年間経ちましたら、また、その事業評価についての見直しをされていくということですけども、コミュニティバスは平成24年から行われてます。4月から行われてますので、またこの25年になりますと、また見直しがあるんですけども、この公共タクシーのその見直しはいつされるのかという、原点に戻る、原点は何処なのかなと考えたいんです。6か月遅れて公共タクシーが施行されました。ですので、もしできましたら見直しの時期をコミュニティバスと合わせてもらって、町全体で考えてもらうということとやっていきましたら、あと残りの8か月かけて見直ししていただくという可能性があるかどうか、それもお伺いしたいなと考えております。

特に私考えますのに、先ほど申し上げましたように、公共施設と言いますのは、学校も公共施設に入っておりますので、いつも私達思いますのは駐車場が少ないです。公共施設。タクシーを使えばもう、お孫さんの入学式、卒業式、それにも参加できるという保護者が随分いらっしゃるのではないかなと思います。その点と、私小泉苑におるんですけども、特に中央公民館行くのに千円足らずのお金が掛かるんだということ聞きます。随分高い費用を出しながら移動しなければならない。それにもましてその北部地域以外の方は100円で町内移動できるやないかということで、随分、羨望の目でコミュニティバスを見ておられる方が随分いらっしゃいます。そういうことも考えまして、やはり公平な住民サービスを今後考えていただけるのであれば、また

その費用面の方も今後の検討事項、その事業の方の検討事項に置いていただければどうかと考えております。

一応、タクシーを使っておられるということと、GPS を使います。GPS 使いますので何処から乗って何処まで行ったということが、もうそういう間ができると思いますので、あと運用面で私達北部地域助けていただけるように御検討願えるようどうかなということで、質問させていただきました。

また、今後の方向性につきまして、御答弁いただきましたらありがたいと思います。

以上です。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 今、浅野議員からの御質問もございました。

見直し、あるいは地域の拡大等もお話ございました。

多くの方々に利用していただけるよう対象地域を増やしてほしいというような意見もございました。

実際、町内の対象地域の世帯は 1,300 世帯、ちなみに今現在の申請していただいている総数は 36 世帯、極端に少ないでございます。これはあくまで申請していただかないとまた使うこともできないというような状況でございます。まずもって申請者数

をまずは増やしていきたい、これが利用者の増進に繋がっていくと考えております。

しかし、浅野議員がおっしゃるとおり、対象区域を増やすということも一つかというふうにも考えております。あくまで地域公共タクシーは、コミュニティバスと接続できるようにというふうな思いでつけさせていただいております。

そして、まずは小泉苑あるいはあつみ台等北部地域の方々に、町内の方への移動の手段を確保するというようなこともございました。そういうなことで、今現在 5 つの公共施設を指定して運用していただいておりますところですが、今後、申請者数を増やししながら、そして今おっしゃられたように、安堵町の歴史民俗資料館等への移動手段等についての追加等も、今後、利用者の声を聞きながら追加していきたいと、追加検討をしていきたいと考えております。

見直しにつきましても、コミュニティバス等やっぱり 1 年間ございますので、そういうようなものも含めながら、同様に考えていきたいなというふうに思っております。

で、まずは申請者数を増やしていきたいというのがございますので、多くの住民の方々、地域住民の方々に利用していただけるよう、利用券の交付申請の奨励、あるいは利用方法の周知などを皆様方にも、町としても、広報誌、ホームページ、あるいはその他手段をよって周知いたしますが、皆様方につきましてもお力添えいただけますようお願いしたいと思います。以上でございます。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2 番（浅野 勉） ありがとうございます。

鋭意努力をしていただけるようによろしくをお願いしたいと思います。

これは一つの参考なんですけども。他町で行っておりますタクシー事業ですけども、病院まで、町内ですよ、町内の病院までそのタクシーを利用できるということも聞いております。ですので、安堵町で言いましたら、山内先生とか、うえむら歯科医院。そこへもタクシーを使えるようになりましたら、更に北部の方も喜んでもらえるんじゃないかなと思います。また、所得税で安堵町に返ってくることも多くなるんじゃないかなと思いますので、またそういう医療機関等の検討も入れていただいたらありがたいのかなと考えております。

それと、もう一つですけども。この地域交通会議、議会としても参加させていただきました。その中で、タクシー助成事業について、これは皆さん方覚えておられるかどうか分かりませんが、私は凄くありがたい町長さんからの言葉をいただいたんです。同等、それ以上のサービスをしていただくということを、その会議の中でおっしゃっていただいております。今後とも、その北部地域、タクシーを使いまして、コミュニティバスと同等、それ以上のサービスができるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（森田 瞳） これで、2 番、浅野議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて8番、山岡議員の一般質問を許します。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

（山岡議員 登壇）

8番（山岡 敏） 8番、山岡でございます。

私の一般質問は、「防災関係について」お伺いします。

県が平成20年以来、防災計画を今回見直します。

住民避難など7つの重点目標を設定、県内市町村とも連携し防災時に役立つ実
的な防災計画を目指している。

自助、共助、公助の役割分担や防災教育を推進し、複数のデータを活用した具体的
な発令基準の作成を図ることを検討されています。

災害で大きな被害のあった五條市と天川、野迫川、十津川の各市町村を指定されて
おります。水害は五條市と王寺、川西の各町を指定されています。ちなみに安堵町は
水害地域には指定されておりますが、モデル地区には入っておりません。

県の防災計画等には各市町村の担当者は参加されるのかなどを含めて、疑問に思う
ことについてお伺いします。

1 点目、防災会議に、市町村の担当者は参加できるのか。水害地域に安堵町はなぜ指定されていないのか。岡崎川の水門を閉めることは県には伝わっているのか。以上について伺いいたします。よろしく。

議長（森田 瞳） 「防災関係について」答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） ただ今の山岡議員の御質問にお答えいたします。

奈良県では、紀伊半島災害大水害及び東日本大震災等の経験を教訓と踏まえ、県の地域防災計画の見直しを、平成 24 年度、平成 25 年度の 2 か年計画で行っております。

先日の 2 月 8 日、中間報告を発表されたところです。

見直し方針では、1. 直下型・海溝型地震、水害、土砂災害、原発事故対応といった災害の種類ごと。2 つ目、予防、応急、復旧・復興の各ステージに分けて。3 つ目、市町村と連携しながら具体的な被害の事例研究等を行い、災害時に役立つ実地的な防災計画となるよう見直すとなっております。この見直しにつきましては、奈良県防災会議に諮りながら決定される予定になっております。

奈良県防災会議ですが、この防災計画の見直しについては、現在までには開催されておられません。今後、進捗に応じて開催されると聞いております。

今御質問の防災会議への市町村への対応、参加についてでございますが、安堵町としては参加していません。

また、水害地域に安堵町は指定されなかったのかという御質問でございますが、今回の防災計画見直しで示されております水害モデル地区には指定されておませんが、県の水防計画においては重要水防箇所として指定されているところでございます。

3 つ目、岡崎川の樋門を閉めることは県には伝わっておるかということですが、樋門を閉めることについては、県に伝わっておるのが答弁といたします。

以上でございます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 殆ど回答していただきましてありがとうございます。

私が知りたいのは、やはり、県が今度 20 年からもう 4 年ぶりですね、防災計画を見直すという時にですね、市町村等と連携を取りながらと、これが僕はちょっと疑問抱きましたんで、その連携を取れるその会議に担当者出席できるのか。先ほどまでできないとお答えいただいておりますけれども、再度ちょっとお願いします。なぜできないのか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 県の防災会議の委員構成でございますが、奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例により規定されております。

具体的には、委員及び専門委員により構成された会議であるため、国の関係機関の代表、あるいは奈良県の関連課、県内の市町村、公共企画として関西電力あるいは大阪ガス、公共交通会社等、また、市町村代表としては、奈良県市長会あるいは奈良県町村会等が委員となっておられる。各市町村の担当者等がこの会議に出席することはできないというふうになっております。以上でございます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） わかりました。

であれば、どのようにして連携を取るわけですか。

その点よろしく。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 先ほど山岡議員の方からもしょこございました、モデル市町村ということもございます。モデル市町村を設定し、そこで色々な被害等、対応策等の事業取り組み等を会議の中で諮りながら、またそれを取り組み、また近隣町村へもそういう情報等を提供しながら、防災会議での見直しを諮っていくというふうに聞いております。

以上でございます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

8 番（山岡 敏） まあ新聞等で計画を発表されてるということでございますので、詳しい内容についてはちょっとわからないんですけども。誠に残念なのはやはり、まあ王寺町ですね。ここは通常から考えても良くわかるんですけども、安堵町もやはりその水害の多い所と、多いというよりもまずあれば必ずその貯水池に変わってしまうような状況であるということは、やはり我々としても危惧するところでございます。

したがって、川西町もモデル地区ということですので、これはまあ、県が勝手に抜粋されたので我々がどうのこうの言うことはないんですけども、やはり、川西町がどれだけの被害を被りはったのか、それともそんな関係なしに県がモデル地区として決定されたのか、その点、もしわかれば教えていただきたいと思います。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 川西町につきましても低地でございます、大和川あるいは佐保川等に囲まれる低水地で、水害等が起こると聞いております。そういうふうなこともあり今回のモデル市町村になったというふうに聞いております。以上でございます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 深くは僕らもわからないんで、実際にその防災計画が発表されればある程度のことはわかるだろうと思います。ただ、御存知のとおりね、笠田地区と窪田地区に大きな水害があれば貯水池代わりになるということで、今後、県に対してですね協議会があるわけでしょ、その大和川とか岡崎川とかそういう協議会というものがね、そこを通じてですねもっとアピールしていただきたいなとかように思います。

それから次に、関連して言いますと、荒井知事は今回の防災計画を見直すということの一番最終目標と言うんですか、一番重点をおかれてるのは住民の避難と。この住民避難を一番メインにおかれてるわけですね、それで計画を見直していきたいということでございます。この避難命令の発令権は、これは町であればこれ町長なんですね。当然県がそういうような避難命令のいろんなものを作られる時にですね、町と県との

ですね防災計画が違うかもわかりませんね、うちには非常に良い防災計画あるわけですが、それがもし違うようなことがあるだろうと検討していただいて、もしあればですねその県とリンクされるのか、この点についてちょっとお伺いします。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 今現在、県の方で防災計画見直しと、2 か年かけての見直しということでございます。その見直し状況を踏まえながら町としての計画も今後、見直すことは見直していかなければならない、このように思っております。

以上でございます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

8 番（山岡 敏） ありがとうございます。

できるだけやはり県とリンクしてもらって、できるだけ同じようにせいとは言いませんけれども、向こうの言う言い分と、こっちの計画がやはりおうてる方が、町長の発令権も、県からもらって直ぐに自分も発令できるし、いろんなことで良いかと思えますので、その点も御検討お願いいたします。

最後に、コミュニティ無線ですね、これの予算を今年計上していただきましてありがとうございます。できるだけ早急に実施の方に向かっていただくようお願いしておきます。

御存知のとおり、安堵町も被害に遭っては非常に遅いので、県の担当者と連携しながら、やはり住民の安全を守っていただくために頑張っていたきたいとかように思いますので、県との連携をよろしく願いして私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（森田 瞳） 以上で、一般質問を終わります。

これで、8番、山岡議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて4番、中本議員の一般質問を許します。

4番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中本議員。

（中本議員 登壇）

4番（中本幸一） 4番、中本幸一です。

「岡崎川堤防の草刈りについて」質問いたします。

三ノ坪橋から上流、安土橋まで住民の散歩道として通れるように、年４回の草刈りをお願いいたします。

町の考えをお聞きいたします。

以上、よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） 「岡崎川堤防の草刈りについて」の答弁を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 中本議員の御質問にお答えさせていただきます。

当該箇所の岡崎川堤防は田園風景が広がる心安らぐ散歩道です。

三ノ坪橋より下流につきましては、桜の会の皆様方の御協力により、年間を通じ綺麗に保全していただいていることは大変ありがたく思っております。

議員御指摘の箇所につきましては、右岸側は町道岡崎右岸線として認定しており、左岸は県管理堤防でございます。どちらも未舗装のため、路肩だけでなく道路面全体に草が生えていますので、県が管理者として年１回の草刈りを、景観上のこともあり町が更に年１回の草刈りを行っているところであります。

散歩道として多くの町民の方が利用されており、隣接には大型商業施設も秋より営業されますから、環境対策の面からも回数の増は必要であると認識しております。

本来の法面管理の奈良県に対して、適正な管理のため年 2 回の草刈りをしていただけるよう町からも強く要望していきたいと思います。

また、町管理部分の対策につきましても、回数や発注時期、また、除草方法も前向きに検討させていただきます。以上です

4 番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中本議員。

4 番（中本幸一） 大変前向きな答弁いただきましてありがとうございます。

今後、安心して散歩できるようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（森田 瞳） これで、4 番、中本議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて 9 番、田中議員の一般質問であります、「いじめ問題について」

と「県の通学路対策プロジェクトについて」に関する質問は、先ほど福井議員から質問がありましたので、質問内容が重複することのないように注意してください。

では、質問を許します。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

（田中議員 登壇）

9 番（田中幹男） 9 番、田中幹男でございます。

私は 3 点にわたり質問をさせていただきます。

1 番目として、「生活保護と就学援助金の問題について」であります。

先日、政府は今年の 8 月から 3 年かけて生活保護金を 740 億円カットするとしております。これは受給者の暮らしはもちろんでありますけれども、受給者じゃなくても最低賃金や就学援助金、非課税限度額、保育料、保険料の減免とその影響は大にわたるものであります。このデフレ不況の中、安堵町でも昨年、今年と生活保護受給者は増えております。同時に就学援助金の利用者も増えていると考えられますけれども、その安堵町における実態と対応について、また、考え方をお聞きしたいと思います。

次に、「いじめ問題について」であります。

福井議員が体罰の問題を指摘しておりましたので、私はまあ繋がってはおりますけれども、いじめ問題についてお聞きをしたいと思います。

安堵町でも、私も小学校等でいじめがあったと二、三話を聞いております。また、この間、教育委員会はいじめアンケートを実施し、対応マニュアル等も策定をされた

と聞いておりますけれども、その実態と詳細をお聞きしたいと思います。

次に、「県の通学路対策プロジェクトについて」でありますけれども、これも私は通学路における対策について説明を求めます。これは昨年の6月から11月末にかけ、県が主体で緊急合同点検を実施しております。安堵町では学校関係教育者が抽出した危険箇所5箇所と、県の対策必要箇所数が各5箇所であり、一致をしております。

先日、教育委員会でお話させていただきましたけれども、既にこの5件全て対処がされているという話を聞いております。詳細についてよろしく願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） 9番、田中議員の一般質問の中で、「生活保護と就学援助について」「いじめ問題について」「県の通学路対策プロジェクトについて」でございます。

「生活保護と就学援助について」の答弁を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） それでは、生活保護と就学援助につきましてお答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、政府は今年 1 月に生活扶助基準を 3 か年で 670 億引き下げること、併せて期末一時扶助の見直しを行うとして 70 億円の削減を 13 年度予算に盛り込みました。

田中議員も当然御存知のことと存じますが、各市におきましては各市独自の福祉事務所を持ち、そこで生活保護の申請受理、各種調査、保護決定、保護費支給事務を行っておりますが、町村部におきましては、その事務は県の、本町におきましては中和福祉事務所の所管事務となっております。

生活扶助基準は、全国を都市部から地方部にかけて 6 段階に分類し、更に受給者の年齢、家族構成、収入等を加味し、その世帯の保護費額を算定しております。その算定された生活扶助基準は、地方税の非課税基準、最低賃金算定の配慮事項、就学援助の対象基準など、日本の社会保障水準のいわゆる物差しとも言えるものでございます。したがってその減額の及ぼす影響は大きなものと認識いたしております。生活扶助費の削減につきましては、その影響の大きい就学援助とは切り離して検討すべきとの厚生労働大臣の発言もあり、更にその削減方法につきましても、今日現在、全国一律の基準でなされるのか、6 段階の地域によりその地区ごとに削減率を変えてなされるのか等、今のところ全く不透明でございます。

本町におきましては、その事務の所管が県でありますので、今のところは、今後の国並びに県の動向を注視させていただくしか申し上げられません。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 今課長さんからもありましたけど、全ての制度、この物差しになってんですよねこれはね。だから私は関係ないとは言えないことでありましてね。私はやっぱり今本当に大事なことは何なのかって考えた場合、決して引き下げることではないと思うんですね、むしろ上げなきゃいけないって話なんですよ本来はね。

まあ生活保護でも実際には受給している人は、必要な人に対する中でも 2 割程度の人しか受給をしてないのが実態なわけですよ。残りの 8 割は生活保護か生活保護以下の生活しているってのが実態でありましてね。私も去年、三件、四件くらい生活保護のお世話した人もおりますけども、本当に厳しくなってるってのが私は実態だというふうに思うわけです。で、本来、だからもう残りの 8 割が受けられるようにすることこそ、社会保障としての生活保護があるわけですから、最後のセーフティネットとして、生活保護があるわけですから、そういう世の中にしていくことこそほんとに私は必要だなというふうにいつも思ってるわけです。当然、これ引き下げるってことは今のデフレ不況を加速することに当然繋がっていくわけですよ。生活保護費を引き上げるってことにならない限り、ほんとに庶民の生活、これは最低賃金にも連動する話なんでね。そういう世の中には現実的には逆行する施策だというふうに私は思います

ので、是非その辺について行政はどう考えられてるかお聞きしたいし、安堵町の数字的な実態もちょっとお知らせ願いたいです。よろしくお願いします。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） それでは、とりあえず実態から御紹介させていただきます。

安堵町の現状でございますが、生活保護世帯にして 116 世帯、その内、未就学児が 9 名、小学生が 5 名、中学生が 9 名。また、議員のおっしゃっている就学援助対象の児童・生徒でございますが、小学生が 41 名、中学生が 16 名となっております。この就学援助基準は生活扶助基準の 1.3 倍というふうに定められておりますので、議員おっしゃるように生活保護基準が下がれば当然就学援助の基準額も下がるものであります。よりハードルが高くなるものと考えております。

町としての考えではございますが、これは先ほども申し上げましたように、今のところ全く国の動きが見えてこない、3 年間かけて削減かけていくという情報しか今のところ入っておりませんが、私の手元の資料でも議員と同じように生活保護の補足率が 2 割弱というのも認識いたしております。この世の中、下げることがデフレの脱却に繋がるとは限らないという先生の意見にも大いに賛成するところではございますが、なにぶんこの扶助費につきましては何度も申し上げますように、国並びに県の動きを

今後とも注意深く見ていくというふうな答弁しかできないっていうことでございます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ、生活保護世帯が 116 世帯ですか、思ったほどは増えてないってい

う数字であるっていうふうに私は思います。で、就学援助金については 57 名ですか。

まあ、大阪や東京なんか比べると本当に少ないよね。何でなのでしょうかね。やっぱ

りこう広報なんかの問題もあるんじゃないかなっていうふうに私は思います。大阪で

もほんとに利用されてるところは全体の 3 割なんかざらにあるんです、ほんとに。10 人

中 3 人が利用しているってのが実態なんです。そういう数字からすると安堵町は極め

て低いと言わざる得ないと思います。当然手続き等の問題もあるんじゃないかと思

います。でまあ基準が就学援助金については生活保護世帯の 1.3 倍だということで答弁

されましたけども、このあれについては各町で決められることですからね 1.4 倍のと

こもあります。色々ですよそれは。自治体によって違います。これについても私はね

研究して行く余地があると思いますので、是非検討をしていっていただきたいという

ふうに思います。それはいかがでしょうかね。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） ただ今就学援助金の話でございます。

例えば、両親がおられまして小学生が2人の家族を考えると、その生活保護基準は15万8,800円でございます。したがって、就学援助金につきましてはこれの1.3倍で、20万6,400円上がり。これ以下の収入であると認められた場合は就学援助の対象となるところでございます。この1.3倍っていうのはあくまでも国並びに県の指導の下行っております。しかし、その補足率を考えると、然るべき措置も取るということも検討しなければならないという意見は持っております。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 私学生の頃、昔のあれですけども。朝日訴訟というね、福祉の関係で働いてる人だったら誰でも知ってる裁判がたたかれました。

これで何が明らかになったかってのは、社会保障っていうのはその時々政府の予算に左右してはならないという、左右されてはならないということが明らかになったんです。これ以降社会保障が大幅に進んだ歴史があります。1960年安保の年にあった

裁判であります。今年その朝日茂さんて方がね、今年で 50 回忌になるんです。50 年経つんです。そういう社会保障の歴史を刻んでおります。是非、この辺のことについてもよく認識をされて今後の社会保障福祉に活かしていただきたいと思います。

以上でこの質問終わります。よろしくお願いします。

次に 2 番目でございます。

いじめ、体罰の問題。全国的に問題になっておりますね。で、安堵町でも色々話を聞いております。この間、教育委員会はアンケートを行い、対応マニュアルも作成したという話をお聞きしております。この辺の詳細についてお聞きをしたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いじめ問題についてでございますが、先ほどお話がありましたように、昨年の 9 月、中高等学校において県下一斉のアンケート調査が実施をされました。時期を同じくして、小学校においてもアンケートを実施し、実態把握に努めたところです。このアンケートにより認知されたいじめの事例については、既に解決済みであった事例も含めて、全ての事例について聞き取り調査を実施し、その後、教育相談や適切な指導が行

われた結果、昨年末までには全ての事例について解決されている。いずれの事例も、児童の生命や身体が脅かされるような重篤な事例ではなかったと報告を受けております。

いじめは、児童生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえ失いかねない極めて重大な問題である。決して許されない行為であります。いじめはこの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、兆候をいち早く把握し、早期発見、早期解決に取り組むことが必要であると考えます。そのためにも、個人の経験や勘に頼らず、組織的な対応が大切であり、そこで、町教育委員会では、先ほどお話がありましたように、いじめ問題対策マニュアルを作成をし、ここには発見から解決に至るまでの適切かつ組織的な対応といった事後対策だけではなく、日々の学校、学級運営における未然防止に向けた事前の手立ても含んだ内容となっております。このマニュアルについては、昨年 9 月中に作成し、校長会を通じて全教職員に周知徹底する通知をいたしました。また、今年の 1 月には臨時の教職員研修を企画し、弁護士をお招きして法的な観点からいじめの問題についてのご講義をいただき、職員の資質向上に努めたところでございます。

今後も、教育委員会と学校現場が連携を密にしながら、いじめ問題の解決に向けて努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） ちょっと数字的に、アンケートでいじめは何件あったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） はい、9 月のアンケートの結果でございますが、すでに新聞等でも発表がございましたが、11 件のいじめの事例が報告を受けております。その 11 件の中には、アンケートを実施をした時点で 8 件の子どもが、「もう既に解決をしてるんだけど、以前にこんなことがありました」という内容でありました。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 私ちょっと、2 点だけ重要じゃないかなっていうところをね指摘させていただきたいと思います。

まず、いじめが有った場合ですね、とにかく担任任せっていうようなところがある

んです。過去にも安堵でもありました実際に。その話は聞いております。

だけでも、そんな話しても過去のことですから、あまり意味ないんで話しませんけどね。やっぱり、いじめがあった場合、担任だけじゃなくてですね、やっぱり教職員会議でね議題にするような形にしていかないとね、やっぱり個人で解決するっていつでも無理だというふうに私は思いますね。その点はね、やっぱり本当にこれから考えていかないといけないと、全体の問題として共有するってことが極めて大事なんだっというふうに私は思っております。教職員の間ではもちろんでありますけども、教職員と親との関係でも全く同じです。情報を共有するってことが極めて大事なのではないかなと言うふうに思います。まあ確かに、学校の先生も最近色々忙しいっていうような話も聞いておりますのでね、職員回答が形骸化されてないかっていう私は心配もしております。その点是非ですね、こう上手く指導してあげて学校づくりに活かしていただきたいと思いますけどもいかがでしょうか。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 田中議員おっしゃるとおりでございます。

先ほど答弁の中にもありましたけれども、いわゆる教員としての勤というもののだけに頼ることではなしに、学校長を中心とした、やっぱり学校長のリーダーシップと、

そして教員がいろんな情報についてお互いに共有をしていく。その子どもが私達の小学校、中学校の子どもなんだということで共有をしながら、そしてまた、保護者と十分コミュニケーションを密にしながら本対策を今後も行っていくよう指導していきたいと思います。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ共有という話をさせてもらいましてけども、もう一つ私は大事な点があるんだっていうふうに思います。それはですね、先生方が生徒を見守っているという観点だろうというふうに思います。どの子もやっぱり見放されていないっていうことを実感できる教職員との関係。徹底して先生は子どもに関わるという問題だというふうに私は思います。それが当然、いじめられても安心感に繋がっていきますし、先生にお話をして相談することも出てくるのではないかと思います。この2点が、私は今のいじめ問題では非常に重要な点だっていうふうに感じますので、是非とも活かしていただきたいというふうに思います。以上でございます。

次に3番目の通学路の問題です。

5箇所の箇所があったわけですけども、教育委員会は全てを処理したということで、さっきも出てましたけども、飽波神社の前のあの緑の線は、その通学路の安全対策の

一環として行われているそうです。あと、小泉苑の池側の裏口のところにガードレールができた。これも安全対策だというふうに聞いておりますので、あとの3箇所ですか、ちょっと説明を願いたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 先ほどお話いただきましたように、5箇所の改善工事、進捗を既に終わったところですけども、先ほど言いましたように、飽波神社のところのグリーンのベルトのところ、そして四つ池付近の県道のところ、そして西名阪の高架下、そして東安堵JR付近のところ、それから四つ池から小泉苑に抜ける町道がありますけども、カーブミラーを設置した等々でございます。以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 今後とも、通学路ってことでありますので、安心・安全のために考えていただきたいなというふうに思います。

最後に、他の道路や街路灯や色々問題ある場所が出ておりますので、ちょっと確認だけさせてもらいたいんですが、街路灯は総務課、町道は建設課、県道の横断歩道は

どこなのかお聞きしたいと思います。担当ですね。よろしくお願いします。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） はい、今県道の横断歩道でございますが、交通安全施設ということ
でございますので、自治会等を通じて要望の方総務課の方へ出していただくというふう
な形になろうかと思います。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 県道の横断歩道なんかどこが担当なんですかね。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川課長。

産業建設課長（古川秀彦） 県道管理は当然県が管理しますので、県の方から、こちらでし
たら西和署の保安委員会の方に要望していただきまして、設置する形になります。よ
ろしく。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 良くわかりましたので、どうぞ今後ともよろしくお願いしたいと思いま

す。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、9 番、田中議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） お昼経過しておりますけども続けます。

議長（森田 瞳） 続いて 5 番、島田議員の一般質問を許します。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

（島田議員 登壇）

5 番（島田正芳） 5 番、島田正芳でございます。

私の方から 3 つの質問をさせていただきたいと思います。

まず 1 つ目ですが、「構造改革特別区域について」であります。

農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、安堵町の地域農業活性化に向けての構造改革特別区域（農業特区）制度の活用はできないものでしょうか伺いたします。

2 つ目は、「行方不明者の捜索について」ですが、安堵町において、正月に高齢者の行方不明者が 2 件発生したと聞いております。そのうち 1 件につきましては見つか

らず、先月の２月３日に町内一斉に大規模搜索を行いました、見つけることはできませんでした。家族の心痛は計り知れないと思います。平群町など山間部は度々行方不明者の搜索が行われておりますが、安堵町では滅多にないことだと思っております。

今回の行方不明者の搜索にあたり、町はどのように対応されたのか、また今後もこのような事態が起きた場合どのように対応されるのかお伺いいたします。

３つ目として、「緊急エリアメールについて」お伺いいたします。

安堵町では、水害などの災害が発生することが予測された場合、携帯電話による避難情報を住民に知らせる手段として緊急エリアメールの配信を昨年１２月１日から開始されたと聞いております。また、３月号の町広報誌にその発信訓練を実施することが掲載されておりました。この緊急メールの発信訓練を４月に実施されますが、どのような訓練をされるのかお伺いいたします。以上です。

議長（森田 瞳） 「構造改革特別区域（農業特区）について」答弁を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 島田議員の御質問にお答えさせていただきます。

農業特区制度につきましては、耕作目的で、農地の権利、所有権や賃借権を取得する場合、取得する面積を含め 50 アール以上になっていないと農地法の許可がなされなかったものが、平成 15 年に構造改革特別区域の法整備がなされ、特区の設定を行うことにより、新規就農者の受け入れや遊休農地解消の対策として、加減面積の緩和ができる制度ができました。しかし平成 21 年度に法改正され、市町村が独自に加減面積を決めることができるようになり、現在、安堵町では以前の 50 アールから 15 アールに緩和し、新規就農の行いやすい面積要件となっております。以上でございます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

5 番（島田正芳） 農業特区の様々な項目は、平成 21 年の法改正で整備されたということですが、それでは農業特別区域以外の農業発展活性化に適した施策にはどんなものがあるか教えていただきたいです。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 現在、農林水産省関連の支援事業としましては、経営体育成支援事業において農業経営体への融資事業や、新規就農者への支援、農地集積に対する

補助金など色々なプランがございます。町の農業の活性化につきましては、安堵町農業者リーダー会議を始め、農業関係団体等の方々と連携を深め取組んでいきたい所存でございます。以上です。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

5 番（島田正芳） ありがとうございます。

農業を取り巻く環境は厳しいものがあり、課題は山積ではありますが、今後、農業活性化に向けて粛々と取り組んでいただけますようによろしくお願いいたします。

以上です。

議長（森田 瞳） 続きまして「行方不明者の捜索について」並びに「緊急エリアメールについて」、これは答弁者が総務課長に答弁していただくことになります。

合わせて御答弁ください。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは、ただ今の島田議員の 2 つの質問にお答えいたします。

御質問のとおり、正月早々に 2 件の高齢者の行方不明事案が発生いたしました。

1 件は、1 月 2 日の午後東安堵在住の高齢者が外出したまま戻らない旨、西和警察から役場を通じ私に連絡が入りました。私を含め数名が出勤し、公用車により付近を搜索したところです。幸いにして、16 時頃斑鳩町内において警察に保護され、無事家族の元に帰られました。

また、翌日 3 日早朝、西和警察署から別件の高齢者が行方不明の連絡が入りました。直ぐに特別職、総務理事、健康福祉課長等に報告すると共に家族から本人の写真提供を受け、消防団長、地元区長に連絡、消防団員、町防犯防災推進協議会にも加わっていただき、また警察犬も導入していただき、公用車及び徒歩、自転車にて町内の搜索を開始いたしました。

また、広報車により住民の方々へ搜索を呼びかけました。しかし、日没により搜索を終えざるを得なくなり、翌日からは関係部署が中心となり、搜索を継続しているところです。更に、2 月 3 日には警察ヘリの導入や関係機関、多くの住民の協力を得ることができ、約 300 人体制となる大規模なローラー作戦で町内の一斉搜索を実施したところでございます。それにも関わらずここでも発見することができませんでした。以上が行方不明の搜索対応でございます。

続いて 2 本目の緊急エリアメールについてでございます。

緊急エリアメールにつきましては、主要携帯電話会社 3 社と契約し、平成 24 年 12

月 1 日から運用を開始いたしました。

洪水等発生のおそれが生じる場合等に、迅速かつ正確に町内におられる方々に避難情報などを伝達することを目的に、来る平成 25 年 4 月 19 日金曜日、午前 10 時頃に安堵町独自による緊急エリアメールの発信訓練を実施したいと考えております。内容には、訓練であることを明記し、文面においても誤解のないよう努める予定であります。

また、この発信訓練の実施につきましては議員御承知のとおり、平成 25 年 3 月号の町広報誌や町ホームページにてお知らせしたところです。後 1 か月余りありますので、4 月号町広報誌にも掲載するとともに、区長会等を通じ、また、報道機関に対しても紙面掲載など協力依頼し、周知を図っていきたいと思っております。以上でございます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

（島田議員 登壇）

5 番（島田正芳） 2 つ目の行方不明者の捜索についてはわかりました。

今回のような行方不明者の捜索事案はいつ起こるかわかりません。

今後、行方不明者の捜索が必要となったとき、町としてはどのような対応をされるのか伺いたします。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 今回のような行方不明の搜索事案は今後も増加することが予測されます。搜索に対するマニュアルの準備の必要性は十分認識しているところでございます。今回の搜索の経験を踏まえ、町職員と西和警察署員を交え地域安全対策検討会を組織し、高齢者は勿論、児童に至るまで幅広く対応できる初動態勢マニュアルを整備したところでございます。

具体的には、役場の連絡窓口を確定し、そこから特別職や理事、並びに担当課長等に連絡を取り、必要に応じて町職員の動員や関係機関への協力要請と、広報車の利用や徒歩等によるローラー作戦による搜索活動を行うなど、万全な動員体制を取ることとなっております。これにより、安心・安全な安堵町を目指していきたいと考えております。以上でございます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

5 番（島田正芳） 早速対応マニュアルを整備していただいたということで、安心いたしました。今回整備していただいたマニュアルが絵に描いた餅に変わらないようにお願い

いたします。そして、住民の安心・安全のため、初動態勢の整備強化をよろしくお願

いいたします。以上です。

続いて3つ目のエリアメールの質問。

議長（森田 瞳） エリアメール、どうぞ質問してください。

5 番（島田正芳） 訓練の周知方法についてはよくわかりました。

このメールは安堵町内の住民だけを対象としたものなのか、それとも、安堵町域の
全ての人を対象としたものでありますか。また、発信訓練はどのような形で実施され
るのかお伺いいたします。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 安堵町域に滞在されている緊急エリアメール対応型の携帯電話を所
持される方に対して発信されるものでございます。

具体的には、安堵町民の方でも発信時に大阪などにおられる方は受信することはで
きませ。しかし、安堵町民以外の方々でも安堵町内に滞在されてる方や、町内を通過
中の方も受信することができます。

去る、1月18日には、桜井市がこの発信訓練を実施されました。この時には、当町

職員が桜井市内に赴き、メールの内容や受信状況等を確認したところでございます。

なお、緊急エリアメールは電波により発信されるため、安堵町と隣接する市町の一部も受信エリアとなります。このため、隣接市町に対しても訓練実施の周知をするとともに、対応機種を所有した町職員を境界付近や隣接市町に配備し、受信状況を確認する予定をしておりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

5 番（島田正芳） よくわかりました。

町内において、災害が発生する恐れがあるとき、普段から多数の人が持っておられる携帯電話を介し、緊急エリアメールによる避難準備や避難勧告などを町内域の方々に周知することができるようになったことは素晴らしいことであります。今後、住民の方々にこの伝達方法を理解していただくとともに、避難勧告などの伝達は、メールにより各自所有されている携帯電話に配信されるということの周知を引き続きお願いしたいと思います。以上、私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで一般質問を終結します。

議長（森田 瞳） 日程第 8：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第 68 条の規定により、お手許に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 日程第 9：「諸般の報告」を行います。

議長（森田 瞳） 議会からですが、平成 25 年度から議会だよりを単独で議会から発行することになりました。

ここで改めて議会だより編集委員会の委員を指名いたします。

よろしゅうございますか。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） それでは委員長に浅野勉議員、副委員長に島田正芳議員、委員に松田和代議員、福井保夫議員、以上４名です。オブザーバーとして議長の私、森田でございます。

「議会だより」の編集についてよろしく、以後お願いいたします。

議長（森田 瞳） 次に、行政報告はありませんか。

議長（森田 瞳） 無いようでございます。

これで諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成２５年 第１回 安堵町議会定例会を閉会します。

お疲れでした。

閉 会

午後１２時３１分
